

令和7年度

「大人が変われば子どもも変わる」県民運動

実施要綱

◎ 実施期間等

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

重点期間～7・8月、11月

◎ スローガン

「大人が変われば子どもも変わる」

◎ 主 催

山形県・山形県教育委員会・山形県警察

山形県青少年育成県民会議

◎ 共 催

<p>【行政機関】</p> <ul style="list-style-type: none">○各市町村○各市町村教育委員会	<p>【学校関係】</p> <ul style="list-style-type: none">○山形県連合小学校長会○山形県中学校長会○山形県高等学校長会○山形県私立中学高等学校協会○山形県特別支援学校長会○（公社）山形県私立幼稚園・認定こども園協会○山形県保育協議会○山形県社会教育連絡協議会○山形県PTA連合会○山形県高等学校PTA連合会○山形県私立中学高等学校PTA連合会○山形県特別支援学校PTA連合会
--	---

<p>【青少年健全育成関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各青少年育成市町村民会議 ○各市町村青少年育成推進員連絡協議会 ○各地区青少年育成連絡協議会 ○山形県青少年補導連絡協議会 ○山形県青少年育成アドバイザー協議会 ○山形県子ども会育成連合会 ○（特非）みらい子育てネット山形 ○山形県児童館等連絡協議会 ○（公社）山形県防犯協会連合会 ○山形県少年補導員連絡会 ○国際ソロプチミスト山形 ○ボーイスカウト山形県連盟 ○ガールスカウト山形県連盟 ○山形県スポーツ少年団 	<p>【関係団体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山形県交通安全母の会連合会 ○（福）山形県社会福祉協議会 ○各市町村社会福祉協議会 ○山形県民生委員児童委員協議会 ○山形県婦人連盟 ○（一社）山形県老人クラブ連合会 ○山形県警友会連合会 ○（一社）山形県安全運転管理者協会 ○山形県高速道路交通安全協議会 ○山形県高速道路等防犯連絡会 ○山形県保護司会連合会 ○山形県BBS連盟 ○山形県更生保護女性連盟 ○ライオンズクラブ国際協会332-E地区 ○山形県金融機関防犯対策協議会 ○山形経済同友会 ○山形県商工会議所連合会 ○山形県商工会連合会 ○山形県小売酒販組合連合会 ○山形県たばこ販売協議会 ○山形県書店商業組合 ○山形県中小企業団体中央会 ○山形県工業会 ○（一社）山形県経営者協会 ○（公社）日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会 ○（一財）山形県交通安全協会 ○（一社）山形県eスポーツ協会
---	--

第1 趣 旨

今日、子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化し、その中で子どもたちの社会性の低下や家庭、地域社会における教育力の低下が懸念され、さらに、いじめ問題、SNS等利用によるトラブルや犯罪被害、児童虐待など子どもが関係する事件などが後を絶ちません。

「子どもは社会を映す鏡」と言われるように、子どもの問題は、大人社会の問題を反映しているものであり、子どもは身近な大人や地域社会の様々な環境から影響を受けて育ちます。

次代を担う子どもたちが事件や事故に関わることなく、自立に向けて笑顔を絶やさず心身ともに健やかに成長するためには、家庭教育の充実と地域の教育力の向上を図るとともに、子どもたちの目線に立った健全で安全な社会環境づくりを推進し、地域社会全体で子どもたちを見守り育てていく必要があります。

さらに、大人一人ひとりが、自身の姿が子どもたちの目にどのように映り、その心の成長にどのような影響を与えているかを考え、自ら社会のモラルやルールを守って子どもたちの良き手本となることが大切です。

令和7年度においても、県や市町村、関係機関・団体はもとより、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、県民一体となって「大人が変われば子どもも変わる」県民運動をより一層強力に実践していきます。

第2 運動の推進方法等

本運動の重点期間は7・8月、11月とします。

7・8月は青少年の被害・非行防止全国強調月間、“明るいやまがた、夏の安全県民運動及び学校の休業期間における健全育成活動、11月は秋のこどもまんなか月間との連動等により運動の盛り上がりが見られるようにします。

推進機関はそれぞれ市町村全域、総合支庁管内全域で調整を図り、組織的な一斉活動日を設ける等、本運動が地域住民に広く認知され、地域住民の意識啓発につながるようにします。

既に類似の活動に取り組んでいる地域においては、本運動にそれぞれの活動も組み込んで位置付け、より大きな運動の輪となるように取り組みます。

1 推進体制の確立

運動を推進するにあたり、各地区青少年育成連絡協議会（以下「地区協議会」という。）及び各青少年育成市町村民会議等（以下「市町村民会議」という。）を推進機関とします。

推進機関は、総合支庁、市町村、教育関係機関、警察署、青少年健全育成関係団体等との連携のもと、運動推進のための会議（市町村民会議をベースに率先実践者※や協力団体を加えたもの）を早期に開催し、概ね次の内容を確認・決定するなどして地域における「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進体制を確立します。

※率先実践者

- ・各地区青少年育成連絡協議会、各青少年育成市町村民会議等を構成する者
- ・青少年育成推進員、青少年補導委員、民生委員・児童委員、児童館等連絡協議会メンバー、母親クラブメンバー、PTA関係者、防犯協会関係者、少年補導員等及びその団体

- (1) 運動の内容の確認（本要綱第3）
- (2) 率先実践者と協力団体の確認及び推進責任者の決定
- (3) 前年度の推進体制と活動内容、改善点の確認
- (4) 率先実践者のうち、学校区単位での活動が困難な団体の活動方法・内容の確認
- (5) 率先実践者の日常活動の確認
- (6) 率先実践者らが共同して行う活動の実施日時・場所・内容・責任者の設定及び参加者の確認
- (7) 他の健全育成活動と日常活動以外の活動の全体スケジュールの確認及び一斉活動日の設定
- (8) 率先実践者又は協力団体における独自の取組みの確認及び推奨

- (9) 率先実践者以外の地域住民（各世帯）及び企業等各種団体への周知、参加要請方法の確認
- (10) 運動期間中における運動の普及状況や効果等を踏まえた推進体制見直し時期等の設定

2 実施計画の策定等

推進機関は、それぞれの地域又は組織の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、本運動の推進を図ります。

なお、地区協議会は、地区全体の運動がより効果的に展開されるよう、市町村民会議の協力を得ながら、全体スケジュール、地区内の一斉活動日、有害環境の点検日等の調整を重点的に行い、広域的な活動に関わる具体的な実施計画を策定するものとします。

3 率先実践者による運動の展開

市町村民会議は、市町村、教育関係機関、警察署と連携して、率先実践者に対して、日常活動の取組みと実施計画に基づく具体的な実践活動への参加、協力を依頼します。

率先実践者は、小学校区及び中学校区（以下「学校区」という。）を基本として、本要綱第3の1～3の運動を率先して実践するとともに、地域住民にも参加を呼びかけ、県民一人ひとりに運動の輪を広げていきます。

また、企業、町内会（自治会）、商店街組合等各種団体の運動への参加を推進し、参加した各種団体（以下「協力団体」という。）が率先実践者になるよう働きかけていきます。

4 広報活動の推進

推進機関は、広報活動を進めるにあたり、効果的な広報媒体を活用し、本運動の趣旨、内容等を広く県民に周知するとともに、運動への参加・実践を呼びかけます。

5 留意事項

- (1) 活動中、不慮の事故等にあわないよう細心の注意を払ってください。また、特に夏は熱中症等にならないよう体調や気象状況にも留意してください。グループでの活動は、各自の体力のレベル等に配慮するなど決して無理をしないでください。
- (2) 地域の子どもや保護者等から有害環境や危険箇所についての相談があった場合は、関係機関に通報してください。
- (3) 運動は、大人の地域活動として行われるものです。本要綱第3の3の運動については関係業者や県民の任意の協力のもとに行うもので、法令に基づく立入調査とは違い、特別な権限を与えられたものではありません。

第3 運動の内容

1 あいさつ・見守り運動 ～子どもを家庭・地域で育てよう！～

- ① オアシス運動（おはよう、ありがとう、しつれいします、すみません）を行う
- ② コミュニケーションを深める（あいさつ・会話をする、地域行事に参加する等）
- ③ 見守る（表情や態度に気を配る、認める、ほめる、励ます、注意指導する等）

【実践例】

- ・ 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・ 毎月第3日曜日の「家庭の日」には、家族とのコミュニケーションの時間を設け、積極的に家族のふれあいの機会を作ります。また、地域の行事には、家族そろって参加するよう呼びかけ、地域住民と子どもたちの交流を促進します。
- ・ 家庭や地域で、常に子どもたちの声に耳を傾け、あいさつと会話でコミュニケーションを深め、真正面から向き合い信頼関係を築きます。
- ・ 登下校時の見守り活動、あいさつ運動に参加する際は、子どもたちの表情や態度に気を

配ります。青少年育成推進員やP T A関係者等の率先実践者を中心に、通学路や子どもたちの集まりやすい場所（たまり場）等で行います。

2 モラル・マナーの向上運動 ～大人が子どもの手本となろう！～

- ① ごみ・空き缶・吸殻を捨てない、拾う、持ち帰る
- ② 交通ルール・マナーを守る（交通安全ありがとう運動の実践、歩行者に優しい運転、自転車の乗り方、駐輪場の利用の仕方、信号等の指示に従う等）
- ③ 公共の場のマナーを守る（高齢者・障がい者等に席を譲る、スマートフォン・携帯電話利用のマナー、身だしなみ等）

【実践例】

- ・ 一人ひとりが日常生活の中で実践します。
- ・ 学校等を中心にマナーアップ運動を展開します。
- ・ 親として、大人として、地域社会の一員として、子どもたちに社会の基本的なモラル・公共の場のマナーを示し、実践して手本となるよう努めます。
- ・ 交通ルールの遵守と、歩行者は車に横断の意思表示をしっかりと行うなどの正しい交通マナーを子どもたちに示します。
- ・ 青少年育成推進員やP T A関係者等の率先実践者を中心としたグループは、併せて街頭などでチラシの配布等の啓発活動を行います。

3 子どもを事故や犯罪等から守る運動 ～子どもの安全を地域全体で見守ろう！～

- ① 地域の公園・広場・通学路等、事故につながる危険箇所や子どもたちの集まりやすい場所（たまり場）となりうる場所等を点検し、安心・安全な場所に改善する〔緊急避難場所（こども110番連絡所）の設置〕
- ② 子どもたちに悪影響を与える有害図書類等（成人向け図書・DVD等）を買わせない、有害広告等（風俗広告ビラ等）を地域から排除する運動を進める
- ③ 酒類・タバコの20歳未満の者への販売禁止の徹底と飲食店等での飲酒・喫煙の防止を働きかける
- ④ 不健全な交友に結びつくおそれのあるインターネット上のサイトやSNS、オンラインゲーム等のリスクについて注意喚起し、メディア活用のルール周知を図る
- ⑤ 違法薬物に関する正しい知識と、「NO」と言える勇気を育むための啓発活動を進める
- ⑥ 青少年※を深夜（午後11時から午前4時）に外出させない、インターネットカフェやカラオケボックス等に立ち入らせないように働きかける
- ⑦ 万引きを「しない・させない・見逃さない」環境づくりを推進する

※青少年：18歳未満の者

【実践例】

- ・ 地域に危険な場所や目の届かないところ等がないか、いつも気を配るとともに、不審者情報や子どもへの声かけ事案を瞬時に受信できる「やまがた110ネットワーク」への登録等により危機管理意識を高め、子どもたちを事故や犯罪等から守ります。
- ・ 市町村民会議の計画のもと、青少年育成推進員等の率先実践者を中心としたグループにより、図書類取扱い店（書店、コンビニ、レンタルビデオ店等）を巡回（総合支庁や警察等関係機関と連携して実施）し、有害図書類の陳列、販売状況の点検や青少年に好ましくない張り紙（風俗広告ビラ等）の撤去を行います。（撤去を行う場合、市町村民会議は、予め総合支庁青少年行政主管課に相談します。）

- ・ 子どもたちが危険に直面したとき、すみやかに行動できるよう必要な知識を教えます。
“イカのおすし”（「知らない人についていかない」「他人の車にのらない」「おお声で叫ぶ」「すぐに逃げる」「何かあったらすぐしらせる」）及び緊急避難場所（こども110番連絡所）を周知します。
- ・ 薬物乱用防止の正しい知識を啓発し、薬物乱用防止の運動を推進します。
- ・ 大人もインターネットやSNS利用の危険性、適切な利用方法、フィルタリングの必要性を知り、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう見守るとともに、子どもたち自身が危険を回避できる力を育てます。
- ・ 店舗等での啓発活動を実施し、子どもの万引きの未然防止に努めます。

第4 実施計画、実施結果の報告

1 実施計画の報告

- (1) 市町村民会議は、策定した実施計画について、別紙実施計画書を作成して、令和7年6月20日（金）まで地区協議会に提出します。
- (2) 地区協議会は、策定した広域的な活動に関わる具体的な実施計画について、別紙実施計画書を作成して市町村民会議の実施計画書とともに令和7年6月27日（金）まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出します。

2 実施結果の報告

- (1) 市町村民会議は、運動の実施結果について、別紙実施報告書を作成し、令和8年4月末まで地区協議会に提出します。
- (2) 地区協議会は、運動の実施結果について別紙実施報告書を作成し、市町村民会議の実施報告書とともに、令和8年5月末まで山形県しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課に提出します。

令和7年度 県民運動実施計画（報告）書

団体名 _____

活動の名称	実施場所	実施日時	主催者(団体)及び参加者数	実施内容	備考

※ “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動に関する活動については、備考欄にその旨記載する。

(実施結果報告時) 今後の運動展開の参考に資するため、意見、感想を記入願います。